

2. 本マニュアルの利用方法

(1) 製品ごとの評価項目および基準の設定

製造事業者は製品の安全性および耐久性等を勘案のうえ、第5章の「製品アセスメントガイドライン（チェックリスト）」を参考にして、製品ごと、または製品群ごとの特性に応じた適切な評価項目および基準を設けることとする。

(2) 製品アセスメントの実施方法

製造事業者は、下記の内容を盛り込んだ自社の製品アセスメント実施規定を策定し、製品アセスメントを行うものとする。

環境マネジメントシステムに関する国際規格 ISO 14001 を利用して、新機種の設計段階において製品の環境配慮（材料・構造・性能・機能等）の目的・目標を立て、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）による継続的改善を図ることが望ましい。

- ① 製品の開発規定の中に製品アセスメントを位置付ける。
- ② 設計時点、試作時点、量産試作時点のいずれか、または複数時点で実施する。
- ③ 評価基準は可能な限り定量化に努め、評価項目・評価方法と併せて、自社および製品特性に応じたものとする。
- ④ 製品の新規度（材料・構造・性能・機能等、従来製品との対比等）および環境に及ぼす影響度に応じた評価項目、評価基準、評価方法を決め、各個別項目の評価をするとともに、個別評価の結果を集約した総合評価を行う。
- ⑤ 製品アセスメントの実施状況の確認、製品アセスメント結果に基づく処置を行い、記録に残すものとする。
- ⑥ 製品アセスメントのフォローとフィードバック、環境動向や技術の進歩により、自社の製品アセスメント実施規定の見直しを適宜行う。
- ⑦ 実施当初においては、対応可能な項目から順次すみやかに行う。

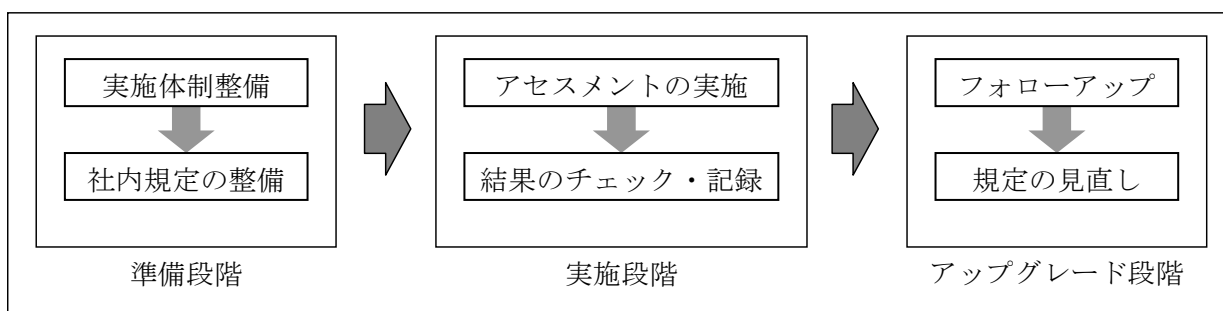


図 2-1. 製品アセスメントの実施方法（例）